

平成27年度南大東村

離島の地産地消・地産他消推進プロジェクト（沖縄県南大東村）

企画提案競技実施要領

1. 目的

本仕様書は、南大東村が実施する「離島の地産地消・地産他消推進プロジェクト（沖縄県南大東村）」について、効率的で効果の高い事業が実施できるように、業務受託業者選定に係るプロポーザル方式に基づく企画提案競技を行い、価格と質を総合的に評価する。

2. 企画提案競技の内容

1) 委託業務名及び業務の内容等

業務名：南大東村地産地消・地産他消推進プロジェクト業務
業務内容：別紙業務委託仕様書による。

2) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月18日まで

3) 担当部局（企画提案競技事務局）

南大東村役場・産業課
住所 〒901-3804 沖縄県島尻郡南大東村南144番地1
電話：09802-2-2037

3. 企画提案協議の参加資格

事業の趣旨と内容を十分理解し、南大東村地産地消・地産他消推進プロジェクト業務の受託者として、仕様及び提案内容の確実な実施、並びに当該事業の普及促進に協力することが可能な事業者を対象とする。

4. 企画提案競技の参加について

1) 参加希望書の提出

企画提案競技に参加を希望する場合は、事務局と事前協議を行ったうえで、「参加希望書」（別紙様式1）に以下の必要書類を添えて平成27年10月16日午後5時までに、郵送及び電子メールにより、提出すること。

- ・ 会社概要及び業績のわかる資料（株主向けの公開資料等）
- ・ 公共機関からの受注実績のわかる資料
- ・ 当事業と同様の事業に関する実績のわかる資料
- ・ 今回活用する総務省ICT街づくり事業の成果及びシステムが確認できる資料

5. 企画提案書の提出

1) 基本的な考え方

- ・企画提案書の提出にあつては、委託業務内容を十分に理解したうえで作成すること
- ・委託業務内容を専門的視点から精査し、必要あれば修正を加え、企画提案を行うこと
- ・関係法令等を厳守し、所要の措置を講じること

2) 提出物及び部数

- ① 企画提案申請書（別紙様式2）1部
- ② 企画提案書（A4版）5部（併せてPDF形式でのデータもCD/DVDで提出）

※提案書には以下の内容を含むこと

- ・ 事業実施方針
- ・ 仕様書に基づく企画提案
- ・ 事業の実施体制
- ・ 参画メンバーの氏名と略歴（受注後のメンバーの変更は原則認めない）
- ・ コスト積算内訳
- ・ 事業実施のスケジュール

3) 提出期限

平成27年10月26日午後5時まで

4) 提出場所

南大東村役場産業課
住所沖縄県島尻郡南大東村南144番地1
電子メールアドレス y-tanaka.vill@minamidaito.jp

5) 留意事項等

- ・ 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には企画提案書にその旨を明記すること。
- ・ 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・ 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。

6. 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問は次のとおり受け付ける。

1) 受付期間

平成27年10月20日午後5時まで

2) 受付方法

「募集要項の内容等に関する質問書（様式3）」に記入の上、電子メールで提出すること。

3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、企画提案参加希望を提出した者すべてに電子メールで回答する。
なお、電話等による質問は、簡易なものを除き応じない。

7. 発注業者の選定方法

- ① 応募者多数の場合には、提出された企画提案書等の書類審査により3社程度に絞るものとする。
- ② 応募者が1社の場合には、提出された企画提案書等の書類審査と必要に応じてヒアリングを実施し、選定委員会による選定の可否を決定する。
- ③ 別に設置する選定委員会において選定するものとし、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする
- ④ 契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う
- ⑤ 発注業者については、平成27年10月30日までに決定の上、通知するものとする。
- ⑥ 選定する際の審査基準は以下の通り
 1. 本事業にあたっての基本的な考え方
 2. 本事業における実施内容
 3. 本事業実施にあたっての課題と対処法
 4. 本事業に関する実績
 5. 本事業を遂行する担当者の能力
 6. 本事業に対する支援・協力体制
 7. 本事業の経費

9. 本業務に関する留意点

- ① 本委託業務において作成された報告書等の成果物の著作権は南大東村に帰属する。
- ② 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。